

## 職業実践専門課程認定

職業実践専門課程は、専門学校（専修学校専門課程）のうち、企業などとの密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成し、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組むものを文部科学大臣が認定する制度です。

この制度は平成26年4月から始まり、現在では全国の専門学校2,721校のうち1,093校が認定されています（令和5年3月27日現在）。

### 認定基準

①修業年限及び授業時数

修業年限が2年以上で、総授業時間数が1700時間以上（または62単位以上）である

②教育課程

企業等との連携体制を確保して、教育課程の編成を行っている（教育課程編成委員会等の開催）

③演習・実習等

企業等との連携体制を確保して、演習・実習などの授業を行っている

④教員の資質向上

企業等との連携体制を確保して、最新の実務や指導力を習得するための教育研修を実施している

⑤学校評価及び情報提供

学校の自己点検・評価に加え、企業等の外部委員が参画して学校の評価（学校関係者評価）を行っている

参考ホームページ

文部科学省「職業実践専門課程」について

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shougai/senshuu/1339270.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/1339270.htm)